

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 県民への情報提供（呼びかけ）基準

宮城県・仙台市

### 1 情報提供の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、感染症によるリスクが個人の健康や社会に与える影響を予防するとともに、発生した場合には最小限とするため、店舗等の施設内での感染状況等に関する疫学情報を積極的に公表し、県民に対して濃厚接触者の特定など、保健所が行う積極的疫学調査\*への協力を呼びかけ、もって県民の健康・命を守ることに資するため、基準を定める。

### 2 積極的疫学調査の結果を公表する基準

- (1) 感染者と濃厚接触した可能性のある者を特定できないおそれがある場合は、原則として、施設名とともに感染者との接触が疑われる時間帯を広くお知らせし、調査への協力を呼びかける。
- (2) 感染者と濃厚接触した可能性のある者を特定できていると思われる場合は、施設名は公表しないが、施設の業種・業態、また、施設内の状況で感染拡大に影響があると推測される事項について情報提供し、県民に注意喚起する。
- (3) なお、上記の情報提供に当たっては、感染者や利用者等の個人が特定されないよう、人権の尊重及び個人情報の保護に十分留意するものとする。

### 3 留意事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、全ての人がり患する可能性のある感染症である。また、り患しても無症状や軽症の人もおり、感染者を見分けることは困難である場合がある。上記基準により情報提供を行ったとしても感染者からの感染を完全に防げるものではない。宮城県・仙台市は事業者に対し、業種別ガイドラインの解説などで感染拡大防止の徹底を引き続き求めていくこととする。
- (2) 感染者が発生又は利用した施設については、消毒等の感染対策について保健所が最大限支援に努める。

#### \* 積極的疫学調査とは

患者・関係者に必要な質問または調査を行い、情報収集を進めていくことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。

調査の対象者は、質問や調査に協力するよう努めなければならないが、応じることは義務ではなく、応じなくても罰則は科せられない。

しかし、正確な調査には、施設の協力が得られることが重要である。